

潟上市教育関係補助金補助基準の詳細について

○スポーツ少年団派遣費補助金

令和2年4月1日改正

補 助 対 象 者	スポーツ少年団関係の大会等において、県大会等の地方予選大会を上位成績により勝ち上がり、下記の補助対象大会に出場する市内スポーツ少年団に登録している市内在住者 ※1 予選大会等が無いもので各協会等の推薦による出場の場合は対象としない。 ※2 選抜チーム等に招集されて出場する場合は対象とする。		
補 助 対 象 大 会	スポーツ少年団関係の大会等の東北大会以上の大会		
補 助 対 象 経 費	下記のとおり		
1	交通費	大会登録選手(補欠含)全員分、監督・コーチ等1名分	公共交通機関による最寄り駅までの料金とする。
2	宿泊費(領収書添付)	(選手については大会の登録者数に準ずるものとし、監督・コーチ等についてはいずれも大会で登録されたもののみとする)	潟上市職員の旅費に関する条例による。ただし、実費の方が安価の場合は実費分とする。(前泊も後泊も該当としない)
3	その他	参加費に交通費、宿泊費がふくまれている場合、それに該当する費用のみ対象とする。 ◆提出書類:参加費が記載されている要項や通知等、参加費の領収書	
補 助 金 の 額	上記補助対象経費の1/2の額(百円未満は切り捨て)		

◎補助金申請(算出)にあたっては、最も低廉になるよう努力すること。